

( 事 務 連 絡 )  
令和2年7月31日

介護サービス事業所 各位

大牟田市福祉課介護保険担当課長  
吉澤 恵美

本年7月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の請求について

日頃より本市の介護保険行政の推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年7月の豪雨による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについては、令和2年7月14日付厚生労働省老健局介護保険課事務連絡「令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて(リーフレット)」により示されたところではありますが、介護報酬の請求についての具体的な手続きについては、未だ国より示されておられません。

市より福岡県国民健康保険連合会へ確認したところ、請求には、事前に被災を申出た利用者について、市が管理する受給者リストを修正する必要があり、修正をしない場合、エラーとなることが判明しました。

つきましては、介護サービス事業所等において、以下の対応をお願いいたします。

- ①被災を申出た利用者の7月請求分については月遅れで請求すること
- ②被災を申出た利用者の一覧を市へ提出すること

申し出者の一覧(別紙)については、個人情報取扱いとなるため、FAXでの送信は受け付けません。窓口へ持参または郵送でのご提出をお願いいたします。

【提出期限：8月17日(月)】

【問い合わせ・提出先】

〒836-8666

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市保健福祉部福祉課(介護保険担当)

介護サービス育成担当

TEL 41-2683